

姫路市議会議員政治倫理条例

(説明付)

(目的)

第1条 この条例は、姫路市議会議員（以下「議員」という。）が市民の厳粛な負託を受けたものであることを深く認識し、その負託に全力で応えるため、より一層の政治倫理の確立に努めることにより、清廉かつ誠実に職務を遂行し、市民に信頼され、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【説明】

- ・ この条は、この条例の制定目的について規定している。

平成23年10月に制定された姫路市議会基本条例を受け、議員が、市民の厳粛な負託を受けたものであることを深く認識し、その負託に全力で応えるため、市民の疑惑を招くことのないよう、清廉かつ誠実に職務を遂行し、市民に信頼され、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的としている。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

【説明】

- ・ この条は、議員の責務について規定している。

市民の厳粛な負託を受けた議員は、自己又は特定のものの利益のためでなく、市民全体の代表者として、その使命の達成に努めなければならないこととしている。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

- (1) 市又は本市行政と密接な関連のある法人で、議長が別に定める法人（以下「市等」という。）が行う許可、認可等の処分その他の行為又は市等が締結する請負その他の契約に関し、特定のものに有利又は不利となるような働きかけをしないこと。
- (2) 政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。
- (3) 常に市民全体の利益のみをその指針として行動するものとし、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (4) 市民全体の代表者としてその品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (5) 市等の職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
- (6) 市等の職員の採用、昇任、降任、転任その他の人事について、有利な又は不利な取扱いをするよう要求しないこと。

2 議員は、政治倫理基準に反する疑いがあるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実に疑惑を解明するとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

【説明】

- ・ この条は、政治倫理基準及び疑惑解明義務について規定している。

1. 第1項は、各号に、議員が遵守すべき政治倫理基準を定めている。

- (1) 第1号は、市等が行う許認可等の処分や、公共工事などの契約に関し、議員による口利きや入札妨害などにより、特定の個人、企業、団体等が有利又は不利になるような働きかけをしないことと定めている。

※ **市等** ・ ・ ・ 市又は本市行政と密接な関連のある法人（姫路市議会議員政治倫理条例施行規程第2条に規定）

(※ 姫路市外郭団体指導調整要綱を参考に、本市行政と人的、財政的、業務的に密接な関連のある法人を決定)

(※ 第5号及び第6号の「市等」も同じ)

(※ 「本市行政と密接な関連のある法人」を変更するときは、議長が、議会運営委員会に諮り、決定する。)

※ 本市行政と密接な関連のある法人

1	姫路市土地開発公社	6	公益財団法人 姫路市文化 国際交流財団
2	財団法人 姫路市まちづくり 振興機構	7	社会福祉法人 姫路市社会 福祉事業団
3	公益財団法人 姫路市中小 企業共済センター	8	社会福祉法人 姫路市社会 福祉協議会
4	財団法人 西播地域地場産 業振興センター	9	公益社団法人 姫路市シル バー人材センター
5	財団法人 姫路市救急医療 協会	10	社団法人 姫路観光コンベ ンションビューロー

※ 特定のもの・・・ 特定の個人や法人など法律上の人格を有する場合だけでなく、法人格のない団体も含む。

(2) 第2号は、議員は、政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないことと定めている。

議員の寄附行為は、公職選挙法や政治資金規正法等で規制されているが、それに加え、適法であっても、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けることを禁止している。

(3) 第3号は、議員は、常に市民全体の利益のみをその指針として行動するものとし、地位を利用した金品の授受を禁止している。

議員が職務に関し、又は、その権限に基づき影響力を行使し不正に利益を得る行為等は、刑法やあっせん利得処罰法等で規制されているが、それに加え、公正な職務を損ない、不正の疑惑を持たれるような金品を授受することを禁止している。

(4) 第4号は、議員は、市民全体の代表者として、その品位と名誉を害するような行為や市民に不正の疑惑を持たれる行為をしないことと定めている。

(5) 第5号は、議員が、市等の職員の公正な職務執行を妨げたり、市等の職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないことと定めている。

※ 職員 . . . 正規職員、再任用職員、嘱託職員及び公募により採用している職員 (※ 第6号も同じ)

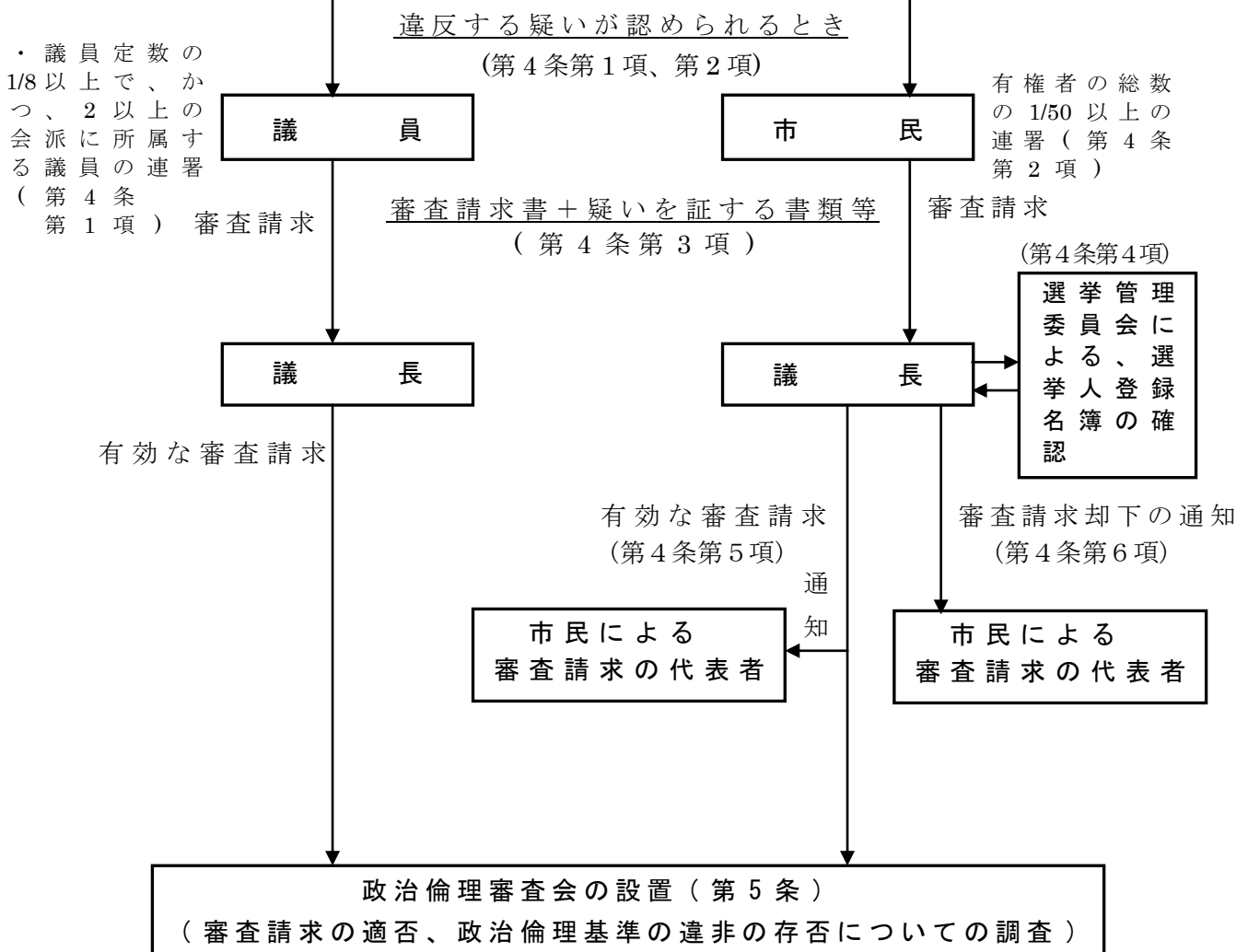
(6) 第6号は、市等の職員の採用等の人事について、特定の職員が有利に又は不利になるような取扱いをするように要求しないことと定めている。

2. 第2項は、議員が、第1項の政治倫理基準に違反する疑いがあるとの疑惑を持たれたときは、議員自らが責任をもって疑惑の解明に努め、説明責任を果たすことと定めている。

政治倫理基準（第3条第1項）から審査会の設置（第5条）までの流れ

【政治倫理基準】（第3条第1項）

- (1) 市又は本市行政と密接な関連のある法人で、議長が別に定める法人（以下「市等」という。）が行う許可、認可等の処分その他の行為又は市等が締結する請負その他の契約に関し、特定のものに有利又は不利となるような働きかけをしないこと。
- (2) 政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。
- (3) 常に市民全体の利益のみをその指針として行動するものとし、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (4) 市民全体の代表者としてその品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (5) 市等の職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
- (6) 市等の職員の採用、昇任、降任、転任その他の人事について、有利な又は不利な取扱いをするよう要求しないこと。



(審査の請求)

第4条 議員は、政治倫理基準に反する疑いがあると認められる議員があるときは、議員の定数の8分の1以上で、かつ、2以上の会派（所属議員が3人以上の会派に限る。）に所属する議員の連署をもって、その代表者（以下「議員による審査請求の代表者」という。）から議長に対し、審査を請求することができる。

2 議員の選挙権を有する者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。）は、政治倫理基準に反する疑いがあると認められる議員があるときは、議員の選挙権を有する者の総数の50分の1（地方自治法第74条第5項の規定により告示された数とする。）以上の者の連署をもって、その代表者（以下「市民による審査請求の代表者」という。）から議長に対し、審査を請求することができる。この場合において、連署に係る署名は、審査を請求した日前1か月以内に行われたものでなければならない。

3 前2項の規定による審査の請求をしようとする者は、審査請求書に政治倫理基準に反する疑いがあることを証する書類等を添えて議長に提出しなければならない。

4 議長は、市民による審査請求の代表者から前項の規定による審査請求書等の提出があったときは、直ちに選挙管理委員会に対し、審査請求書に署名した者が選挙人登録名簿に登録された者であることの確認を求めるものとする。

5 議長は、前項の規定による選挙管理委員会の確認の結果、第2項に規定する要件を満たしていると認めるときは、その旨を市民による審査請求の代表者に通知するものとする。

6 議長は、第4項の規定による選挙管理委員会の確認の結果、第2項に規定する要件を満たしていないと認めるときは、当該審査請求を却下するものとし、理由を付して、その旨を市民による審査請求の代表者に通知するものとする。

【説明】

- ・ この条は、審査の請求の要件等について規定している。

1. 第1項は、議員からの審査請求の要件について定めている。

政治倫理基準に反する疑いがあると認められる議員があるときは、一定の要件を満たした議員の連署をもって、その代表者を通じ、議長に対し、審査請求ができることとしている。

※ 議員からの請求の要件

ア 議員の定数の8分の1以上 . . .

地方自治法第135条第2項の議会の懲罰動議の要件に準じている。

イ 2以上の会派 . . . 「議員の定数の8分の1以上」に加え、2以上の会派に所属する議員の連署を要件としている。

ウ 会派 . . . 議会基本条例第5条第3項の定義に準じて、3人以上の議員で構成する交渉団体としている。

2. 第2項は、市民からの審査請求の要件について定めている。

一定の要件を満たした、姫路市議会議員の選挙権を有する者の連署によって、その代表者を通じ、議長に対し、審査請求ができることとしている。

※ 市民からの請求の要件

ア 公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者

. . . 審査の請求があった日の直近の選挙人名簿に登録されている者（毎年3月、6月、9月、12月に登録）

イ 総数の50分の1以上の者の連署

. . . 地方自治法の直接請求の要件に準じており、
総数の50分の1は、地方自治法第74条第5項に基づき告示された人数

ウ 審査を請求した日前1か月以内の連署

. . . 地方自治法施行令第92条第4項に準じている。

3. 第3項は、審査請求書に添える証拠書類等について定めている。

審査請求をしようとする者は、審査請求書に政治倫理基準に反する疑いがある

ることを証する書類等を添えて、議長に提出しなければならないこととしている。

※ 政治倫理基準に反する疑いがあることを証する書類等

・・・ 政治倫理基準に反する疑いがあることを客観的に判断できる書類等で、主観的、恣意的なものは認められない。

※ 書類等 ・・・ 書類又はビデオ、録音テープ、会議録等を含む。

4. 第4項は、市民から提出された審査請求書について、選挙管理委員会の確認について定めている。

議長は、市民から提出された審査請求書を選挙管理委員会に送付し、その署名が選挙人名簿に登録されていることの確認を求めることとしている。

5. 第5項は、市民からの審査請求が第2項に規定する要件を満たしていると認めたとときの対応について定めている。

前項の規定により、選挙管理委員会の確認の結果、議長が、第2項に規定する要件を満たしていると認めたととき、市民による審査請求の代表者に対して、その旨を通知することとしている。

6. 第6項は、市民からの審査請求が第2項に規定する要件を満たしていないと認めたとときの対応について定めている。

第4項の規定により、選挙管理委員会の確認の結果、議長が、第2項に規定する要件を満たしていないと認めたととき、その審査請求を却下し、理由を付けて、市民による審査請求の代表者に対して、その旨を通知することとしている。

(審査会の設置)

第5条 議長は、前条第1項又は第2項の規定による有効な審査の請求があったときは、これを審査するため、議会に姫路市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

【説明】

- ・ この条は、審査会の設置について規定している。

第4条第1項又は第2項の審査請求が有効なときは、議長は、審査をするために、議会に姫路市議会議員政治倫理審査会を設置すると定めている。

審査会は、有効な審査請求が提出され、審査事件ごとに、議長が、議会運営委員会に諮り、設置するものとする。

(審査会の組織)

第6条 審査会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、議員及び学識経験を有する者のうちから、議長が委嘱する。

**3 委員の任期は、第13条第1項に規定する議長への報告が終了するまでとする。
ただし、議員である委員は、その職を失ったときは、その任期を終了したものとす
る。**

4 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、審査会を代表し、議事その他会務を総理する。

**6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、そ
の職務を代理する。**

【説明】

・ この条は、審査会の組織について規定している。

1. 第1項は、委員の人数を8人以内と定めている。

委員の数は、審査事件ごとに議会運営委員会に諮り、決定するものとする。

2. 第2項は、委員の構成について定めており、議員及び学識経験を有する者か
ら、議長が委嘱するものとしている。

ア 委員の選任については、審査事件ごとに議会運営委員会に諮り、決定する
ものとする。

イ 議員による委員の人数は、常に、委員総数の半数より少ない人数とする。

※ 議員による委員の人数の例

委員の数	議員の数
8人	3人以下
7人	
6人	2人以下
5人	

※ 学識経験を有する者 . . . 弁護士、公認会計士、大学教授等

3. 第3項は、委員の任期について定めている。

委員の任期は、第13条第1項に規定する議長へ報告するまでの期間としている。

ただし、議員による委員は、議員としての職を失ったときは、委員としての任期を終了したものとしている。

4. 第4項は、会長及び副会長の選出方法について定めており、委員の互選によるものとしている。

5. 第5項は、会長の職務について定めており、審査会を代表し、議事その他会務を総理するものとしている。

6. 第6項は、副会長の職務について定めており、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は、会長が欠けたときは、その職務を代理するものとしている。

(審査会の会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に開かれる会議は、議長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会は、議長から審査を付託されたときは、審査請求の適否及び政治倫理基準の違非の存否について調査を行う。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 前項の規定にかかわらず、審査会は、審査の請求をされた議員（以下「審査対象議員」という。）につき、政治倫理基準に反し、政治的又は道義的に重大な責任があると認める場合で、議員辞職の勧告、役職辞任の勧告、出席自粛の勧告その他の勧告を審査の結果に明記しようとするときは、委員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の多数によりこれを決定しなければならない。

6 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

【説明】

- ・ この条は、審査会の会議について規定している。

1. 第1項は、審査会の会議の招集について、定めている。

会長が会議を招集するが、会長が互選される前に開かれる会議については、議長が招集することとしている。

2. 第2項は、定足数について定めている。

地方自治法第113条、姫路市議会委員会条例第15条に準じて、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないとしている。

3. 第3項は、審査会の調査について定めている。

審査会は議長から審査を付託されたときは、審査請求の適否及び政治倫理基

準の違反の事実の有無について調査を行うものとしている。

4. 第4項は、表決について定めている。

地方自治法第116条第1項、姫路市議会委員会条例第16条に準じて、議事は出席委員の過半数で決することとし、可否同数のときは、会長が決定することとしている。

5. 第5項は、表決の特別多数議決について定めている。

審査会が、政治倫理基準に反し、政治的又は道義的に重大な責任があると認める場合に、議員辞職、役職辞任等の勧告を審査結果報告書に明記しようとするときは、特別多数議決を要するものとし、審査会には3分の2以上の委員が出席し、そのうち4分の3以上の委員によって決定することとしている。

6. 第6項は、審査会の会議の公開について定めている。

審査会の会議は公開とするが、ただし、特別の事情がある場合は、地方自治法第115条第1項に準じて、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができることとしている。

(守秘義務等)

第8条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その者が委員でなくなった後も、同様とする。

2 審査会の委員は、その職務を政治的な目的のために利用してはならない。

3 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

【説明】

- ・ この条は、審査会の委員の守秘義務及び職責等について規定している。

1. 第1項は、審査会の委員の守秘義務について定めている。

委員は、在任中はもちろんのこと、その職を退いた後も、職務上知り得た秘密を他のものに漏らしてはならないこととしている。

2. 第2項は、委員は、その職務を政治的な目的のために利用することを禁止している。

3. 第3項は、委員は、公平かつ適切に職務を遂行しなければならないと定めている。

(審査会による意見聴取等)

第9条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査対象議員、審査の請求をした者、識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。

【説明】

- ・ この条は、関係者への意見聴取等について規定している。
- ・ 審査会は、審査のため必要があるときは、審査対象議員をはじめ審査請求者や学識経験者などに対し、出席を求め、意見や事情を聴き、報告を求めることができることとしている。

(資産報告書の提出)

第10条 審査会は、事案の解明のため必要があると認めるときは、審査対象議員に対し、資産報告書の提出を求めることができる。

【説明】

- ・ この条は、審査対象議員に対する資産報告書について規定している。
- ・ 審査会は、事案の解明のため必要があるときは、審査対象議員に対し、資産報告書の提出を求めることができると定めている。

(審査対象議員の協力義務)

第11条 審査対象議員は、審査会から会議への出席又は調査に必要な資料の提出を求められたときは、これを拒んではならない。

2 議長は、審査対象議員が審査会の調査に協力しないとき、又は審査会に対し虚偽の報告をしたときは、その旨を公表するものとする。

【説明】

- ・ この条は、審査対象議員の協力義務について規定している。

1. 第1項は、審査対象議員は、審査会から会議への出席又は調査に必要な資料の提出を求められたときは、これを拒むことなく、事案の解明のために協力しなければならないと定めている。

2. 第2項は、審査対象議員が審査会の調査に協力しないとき、又は審査会に対し虚偽の報告をしたときは、その旨を公表することとしている。

公表の方法は、議会ホームページへの掲載その他議長が適当と認める方法によるものとし、議長による審査の結果の公表（第14条第2項）、議長による意見書の公表（第15条第2項）及び議会による措置の公表（第16条第2項）についても同様とする。

(弁明の機会の付与)

第12条 審査対象議員は、審査会の会議に出席し、書面又は口頭により弁明することができる。

2 審査対象議員は、次条第1項の規定による議長への報告までの間は、審査会に対し、書面により弁明することができる。

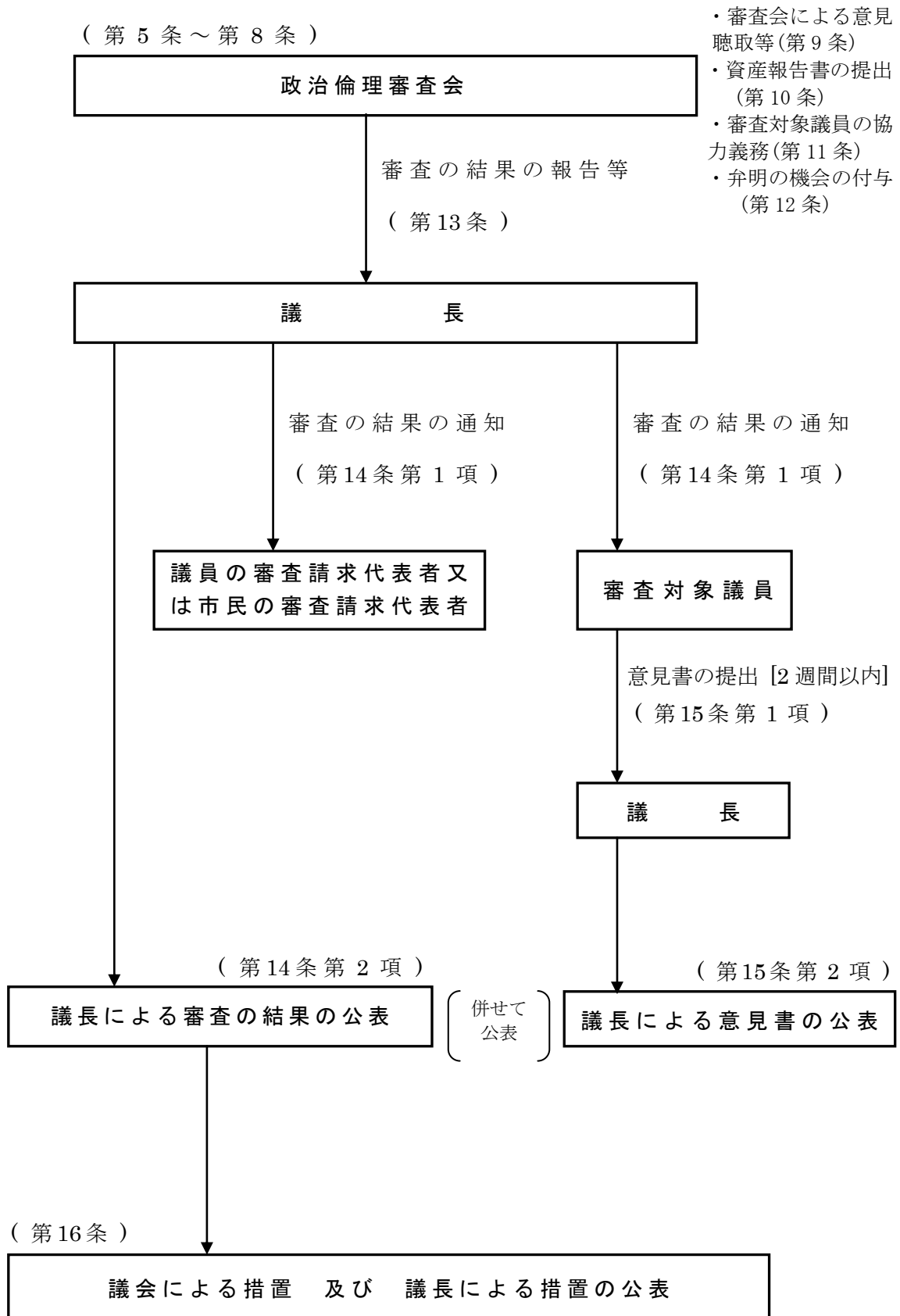
【説明】

- ・ この条は、審査対象議員への弁明の機会の付与について規定している。

1. 第1項は、審査対象議員は、審査会の会議に出席し、自らの疑惑に関し、書面又は口頭により弁明することができることと定めている。

2. 第2項は、審査会が、議長へ審査結果を報告するまでの間であれば、審査対象議員は、審査会に対し、書面により弁明できることと定めている。

審査会の設置（第5条）から議会の措置及び公表（第16条）までの流れ



(議長への報告等)

第13条 審査会は、審査の結果について議長に報告するものとする。

2 審査会は、審査対象議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講ずるよう議長に求めることができる。

【説明】

- ・ この条は、審査会による議長への報告等について規定している。

1. 第1項は、審査会は、審査の結果を議長に報告するものと定めている。

2. 第2項は、審査対象議員の名誉の回復について定めている。

審査会が、審査の結果、審査対象議員に疑惑の事実がなく、審査対象議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を行うよう議長に求めることができることとしている。

(審査の結果の通知及び公表)

第14条 議長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、議員による審査請求の代表者又は市民による審査請求の代表者及び審査対象議員に対し審査の結果を通知するものとする。

2 議長は、次条第1項の規定による意見書の提出後、又は同項に定める意見書の提出期間経過後、遅滞なく、前項の審査の結果を公表しなければならない。

【説明】

・ この条は、審査の結果の通知及び公表について規定している。

1. 第1項は、審査の結果の通知について定めている。

議長は、審査会から審査の結果について報告を受けたとき（第13条第1項）は、議員又は市民による審査請求の代表者に対し、審査の結果を通知することとしている。

2. 第2項は、審査の結果の公表について定めている。

第15条第1項により、審査の結果の通知を受け取った日の翌日から起算して2週間以内に、審査対象議員から意見書が提出された場合、又は、その2週間を経過しても意見書が提出されなかったときは、議長は、遅滞なく、審査結果を公表するものとしている。

(意見書の提出及び公表)

第15条 審査対象議員は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、当該通知のあった日の翌日から起算して2週間以内に、議長に対し意見書を提出することができる。

2 議長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、前条第2項の規定による公表に併せて、当該意見書又はその概要を公表するものとする。

【説明】

・ この条は、意見書の提出及び公表について規定している。

1. 第1項は、審査対象議員からの意見書の提出について定めている。

審査対象議員は、議長から審査結果の通知を受けたときは、通知のあった日の翌日から起算して2週間以内に、その審査結果について、議長に対し意見書を提出できることとしている。

※ **2週間以内** …… 民事訴訟法の控訴期間 又は 民事調停法の調停に代わる決定への異議申立期間に準じている。

2. 第2項は、議長は、提出された意見書又はその概要を、審査会の審査結果(第14条第2項)と併せて公表するものと定めている。

(議会の措置及び公表)

第16条 議会は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、審査対象議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要と認める措置を講ずるものとする。

2 議長は、議会が前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

【説明】

- ・ この条は、議会の措置及び公表について規定している。
 1. 第1項は、議会が行う、審査対象議員に対する措置について定めている。

議会は、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するために、審査対象議員に対して、必要と認める措置を行うこととしている。

必要と認める措置の決定は、議会運営委員会に諮り、議会が決定するものとする。
 2. 第2項は、議会が審査対象議員に対して行った措置の公表について定めている。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【説明】

- ・ この条は、委任について規定している。

この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定めることとしており、姫路市議会議員政治倫理条例施行規程を制定し、審査請求の手続き、各様式などについて定めている。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

【説明】

- ・ この項は、施行期日について規定しており、条例の施行は公布の日からと定めている。

(条例の見直し)

- 2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【説明】

- ・ この項は、条例の見直しについて規定している。
この条例の施行後、市民の意見や社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、条例の内容について検討し、条例改正等の所要の措置を行うこととしている。